

議第110号

山形県産業科学館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県産業科学館
- 2 指定をしようとする団体 山形市城南町一丁目1番1号
山形県産業科学館共同管理者
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

山形県産業科学館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第111号

山形県青年の家の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県青年の家
- 2 指定をしようとする団体 山形市大字志戸田550番地
山形県青年の家管理企業体
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

山形県青年の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。